

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和 9 年分）

（令和 8 年 4 月30日財務省告示第127号別表第三）

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	87	千円未満	112	千円未満	147	千円未満	185	千円未満
2.042	87	100	112	253	147	279	185	300
4.084	100	263	253	292	279	325	300	357
6.126	263	313	292	349	325	380	357	408
8.168	313	346	349	376	380	402	408	427
10.210	346	375	376	404	402	429	427	454
12.252	375	405	404	432	429	460	454	487
14.294	405	436	432	466	460	495	487	519
16.336	436	520	466	520	495	528	519	553
18.378	520	607	520	622	528	637	553	653
20.420	607	686	622	707	637	730	653	753
22.462	686	717	707	742	730	766	753	791
24.504	717	755	742	781	766	807	791	832
26.546	755	797	781	824	807	851	832	878
28.588	797	857	824	885	851	913	878	941
30.630	857	925	885	956	913	986	941	1,016
32.672	925	1,321	956	1,345	986	1,369	1,016	1,394
35.735	1,321	1,521	1,345	1,526	1,369	1,526	1,394	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495	千円以上	3,527	千円以上	3,559	千円以上	3,590	千円以上

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族（以下この表において「国外居住親族」といいます。）である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。

								乙	
等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 222	千円 千円未満	千円 255	千円 千円未満	千円 287	千円 千円未満	千円 320	千円 千円未満	千円	千円
222	300	255	308	287	347	320	387	224	千円未満
300	390	308	415	347	440	387	466		
390	434	415	460	440	486	466	510		
434	455	460	482	486	508	510	532		
455	480	482	505	508	530	532	555		
480	511	505	533	530	555	555	580		
511	542	533	567	555	592	580	617	224	296
542	580	567	607	592	633	617	660		
580	668	607	683	633	698	660	710		
668	777	683	800	698	824	710	847		
777	816	800	840	824	865	847	889		
816	858	840	884	865	910	889	936		
858	906	884	933	910	960	936	988	296	528
906	969	933	997	960	1,025	988	1,054		
969	1,047	997	1,077	1,025	1,108	1,054	1,138		
1,047	1,418	1,077	1,443	1,108	1,467	1,138	1,491		
1,418	1,555	1,443	1,555	1,467	1,555	1,491	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	528	1,118
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622 千円以上		3,654 千円以上		3,685 千円以上		3,717 千円以上		1,118 千円以上	

- 2 1 の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。以下この表において同じです。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、令和8年4月30日財務省告示第127号第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1 から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。